



一部様式の検討や作成を行う「実践方式」による講習

## 「要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会」を実施！

### ○背景・概要

✓水防法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、**避難確保計画作成・訓練の実施が義務化**。

✓岩手県（全体）における令和2年6月末時点での対象施設における計画作成率は約8割となっているが、

✓地域防災計画の見直し等により対象施設が増え、作成率の低くなった自治体を対象に、**北上市・岩手県・気象台・岩手河川国道事務所が連携し、「講習会プロジェクト」のツールを活用した講習会を開催**し作成の向上を図った。



浸水想定区域図などの解説



避難経路の検討状況

### ○今後の展望

✓2021年度（令和3年度）迄に作成率を100%とし、**逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指す。**